宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会設置要領

(設置)

第1条 宇都宮市人権施策推進指針を策定するに当たり、市民から幅広く意見を聴くため、 宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 懇談会は、委員22人をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 人権教育又は人権啓発について学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体から推せんを受けた者
 - (4) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

- 第3条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附則

この要領は、平成15年9月24日から施行する。